

篇で解ひテヘイズ

スルモノヘイズ 且ニ直取ヘ組合ハ大會又ハ総合監査會ヘ
半實役ノ者ニムニ総合ハ本組合ヨリ委員会議並組合監査
ハ組合員三百人以上ニシテ支拂二階以上モ監査ヘス
〔二〕其ノ直取業者、總取業者、總取業者、總取業者、總取業者
ハ本組合ヨリ委員会議並モテヘイズ

半實役通業組合、組合、支拂又工場會社、半實役モ等々の組合
本組合同一監査ニ付キ同直取業者ニ對準スル組合員ニシテモ直取業者
合員猶處議事、議事、本組合又ハ直取業者ニ申及ムヘシ
禁正規、本組合員ニシテモ過誤サニオヌモテヘ其ノ監査モ直取業者
トス

〔三〕直取業者申及ニ付キ本組ハ監査ヘ、本組合員、議モ直取業者、
之

金外組合費、登り目金以土モ悉ヘモ本組又ハ支拂ニ申及ムヘ

財團法人協調會大阪支所

第七條 本組合ニシテ左ノ各項ニ該當スル者ハ大會又ハ執行委員會
ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ除名スルコトヲ得
但シ執行委員ハ除名處分ニ不服ノ者ハ大會ニ控訴スルコ
トヲ得

- 〔一〕組合費三ヶ月分以上ノ直取業者
- 〔二〕規約及決議ニ違反シタル者
- 〔三〕組合ノ統制ヲ棄ス者

第二節 支部

第八條 〔一〕支部ハ同一地域内ニ於テ二工場分會場以上ニシテ組合員三
十名以上ニ達シタル場合ハ支部ヲ組織スルモノトス

〔二〕支部組織ノ定員ニ達セサル場合ノ組合員ハ本部ニ直屬シ組
合部ヲ組織セントスル場合ハ支部内規及役員ノ名簿ヲ本部

第十九條 支部ヲ組織セントスル場合ハ支部内規及役員ノ名簿ヲ本部
ニ提出シ承認ヲ經ルモノトス